

新・公立宇出津総合病院改革プラン策定業務委託

プロポーザル(公募型)実施要項

平成28年9月

能 登 町

公立宇出津総合病院

1 事業の目的

能登町では、「公立病院改革ガイドライン」（平成 19 年 12 月 24 日付け総務省自治財政局通知。以下「旧ガイドライン」という。）に基づき平成 21 年 3 月策定（平成 25 年 3 月改訂）の公立宇出津総合病院改革プランにより、病院改革に取り組んできたところである。しかしながら、医師不足等の厳しい環境が続く中、人口減少や少子高齢化が急速に進展し、医療需要が大きく変化することが見込まれるため、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組む必要性が高まってきている。今般通知があった「公立病院改革の推進について」（平成 27 年 3 月 31 日付け総務省自治財政局長通知）において、「新公立病院改革ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）が示され、平成 28 年度中に「新公立病院改革プラン」を策定し、これを着実に実施することが要請されている。

こうした中で、本業務は、公立宇出津総合病院において新ガイドラインに規定する新公立病院改革プラン策定時の 4 つの視点（①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③再編、ネットワーク化、④経営形態の見直し）を踏まえて、現状を調査分析して取りまとめ、住民にとって必要とされる医療を継続的・安定的に提供していくための具体的かつ実効性のある改善策の提案となるような「新・公立宇出津総合病院改革プラン（仮称）」（以下、「新改革プラン」という。）の策定を支援することを目的とするものである。

2 業務名

新・公立宇出津総合病院改革プラン策定業務委託

3 業務場所

石川県鳳珠郡能登町字宇出津地内（公立宇出津総合病院）

4 業務内容

(1) 現状把握

- ・外部環境分析
- ・内部環境分析

能登町人口推計データ、財政データ、レセプトデータ等を活用すること。

(2) 現状課題の整理と改善策の提案及び方針確認

新ガイドラインに示されている 4 つの視点（①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③再編、ネットワーク化、④経営形態の見直し）に基づき、病院事業の経営改善等に資する提案、助言を行うこと。

- ・地域医療構想を把握し、能登北部医療圏の病院の現状分析と課題の整理等を実施し、必要な場合は、能登北部医療圏の他病院と連携して想定される課題の整理と解決の方向性を検討するための検討会の開催などの支援を行うこと。

- ・具体的な経営改善戦略を提案するとともに収支計画を作成すること。

(3) 「病院事業審議会」の実施・運営支援

4(1)による分析等をもとに、「新・公立宇出津総合病院改革プラン(仮称)」策定にかかる「病院事業審議会」(全4回開催を想定)や院内の各ワーキンググループ組織の開催支援、関連資料の準備、議事作成等の整理を行うなど運営の補助を実施すること。

(4) 「新・公立宇出津総合病院改革プラン(仮称)」(素案)(平成28年度から平成32年度)の策定4(1)による分析等や4(3)による審議会の意見をもとに、関係者と調整し「新・公立宇出津総合病院改革プラン(素案)」を策定すること。この場合、計画財務諸表や各種数値目標を設定し作成すること。

5 履行期限 平成29年3月31日

6 プロポーザル採用の理由

医療行政、病院運営及び病院整備に関し、相当な知識と高度な専門的技術を総合的に求められる業務であるため、提案内容・価格面を総合的に審査し決定する必要があるため。

7 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

平成28年9月14日～20日	質問受付
9月23日	回答
9月27日	提出書類受付終了
9月 下旬	プレゼンテーション実施
	第1交渉権者の決定及び通知
	交渉がまとまり次第契約締結
	業務着手

平成29年3月31日までに業務完了

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 公募条件

このプロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる事項をすべての事項を満たすものとする。

- (1) 本町における競争入札の参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、地方自治令）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 公募の日から契約締結日の間までに、本町での指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 本業務の公募に際し、相互に資本関係又は人的関係のある者が同時に参加していないこと。
- (7) 過去 5 年間に官公庁発注の同種又は類似業務の受注実績があること。

10 公募期間

平成 28 年 9 月 14 日（水）～ 27 日（火）午後 3 時まで（必着）

11 公募方法

公立宇出津総合病院及び能登町ホームページにて掲載

12 提案書類作成要項

提出書類

- ① 企画提案書
- ② 業務工程表
- ③ 類似業務の実績
- ④ 会社概要（過去 3 年間の経常収支等）
- ⑤ 業務見積書

提出部数

上記①～④の資料 1 セットとし、7 部提出。

⑤は別様で 1 部のみ提出すること。

提出期限

平成 28 年 9 月 27 日（火）午後 3 時必着

提出場所

公立宇出津総合病院 2 階事務局

注意事項

- ①企画提案書作成に必要な情報がある場合は、下記に定める担当者に問い合わせを行うこと。（問い合わせのあった質問に対する回答は公開が可能な範囲で、全ての参加業者に対して公平に回答する）
- ②質問などについては、平成28年9月20日（火）の午後3時までメールにより受付を行い、平成28年9月23日（金）の午後5時まで一括で回答することとする。なお、メールにて追加資料等を送る場合があるので、会社名及び担当者名を明記したメール（タイトルは、【公立宇出津総合病院プレゼン】における質問について）を下記に定めるアドレスまで送信願います。

13 審査方法及び審査基準

審査方法 町長が定める審査委員会が提案書の内容とプレゼンテーション、見積金額等について総合的に判断し、評価の合計点が最上位であるものを最優秀提案者として選定する。

審査基準

- ・会社の安定性・経営状況（過去3年間の経常収支等）は適当か。
- ・事業実施に関する相当な知識と技術を有する担当者の配置、人員数は適当か。担当者の実績は十分か。
- ・適切なスケジュールとなっているか。また、打合せの回数、内容は事業遂行に十分なものか。
- ・本業務を適正に実施できる会社の実績及び成果を有しているか。
- ・新病院改革プラン策定支援の内容並びに町及び受託者の果たすべき役割の提案があるか。また、その内容が優れているか。
- ・公立宇出津総合病院の特色、現状、課題について理解しているか。
- ・経営分析を実施するに当たり、その内容及び手法について優れているか。

14 提案書の公開・非公開

提案書には企業秘密等が含まれるため非公開とする

15 提案コストの負担

本提案に関わる全ての経費は提案者負担とする。

16 その他の事項

- ①契約後、速やかに本導入事業の体制を定め、日程などを担当者と十分な協議を行い、「施工計画書」を作成し、承認を受けること。
- ②この仕様書の質問または、必要な資料の要求について、下記に定める担当者へEメール又は文書にて提示し、その回答もまたEメール又は文書で回答する。
- ③本仕様書に記載の無い事項について疑義が生じた場合、その都度発注者・受注者双方で協議するものとする。

問い合わせ先

公立宇出津総合病院 事務局

担当：諸角 勝則 ・ 谷内 竜也

T E L : 0768-62-1311

Email : ushitsu-hospital@noto119.com